

藍鼎元『女學』の研究〔2〕

下見 隆雄

婦德篇上（本稿では、「婦德」篇上第一章から第六章までを載せる。）

【第一章】

〔原文〕班氏曰、婦德不必才明絶異也、清閑貞靜、守節整齊、行已有恥、動靜有法、是謂婦德、

右第一章。承上篇婦德而立言也、以下百二十章、雜引古人之言行明之、「行去聲」

班氏曰く、婦德、才明、絶異なるを必せず。清閑・貞靜にして、守節・整齊なり。行已に恥有りて、動靜に法有る。是れを婦德と謂う（1）。

右、第一章。上篇の婦德を承けて而して立言するなり。以下百二十章。古人の言行を雜引して之れを明かにす。「行は、去聲」

○資料研究

（1）曹大家『女誡』の「婦行」篇に、「女に四行有り。一に曰く、婦德。二に曰く、婦言。三に曰く、婦容。四に曰く、婦功。夫れ云

う、婦德、才明、絶異なるを必せず。……清閑・貞靜にして、守節・整齊なり。行已に恥有りて、動靜に法有る。是れを婦德と謂う。」とある。

〔1〕「事夫之德」

【第二章】「事夫之德」に關連する立言

〔原文〕儀禮曰、婦人以順從爲務、貞慤爲首、故事夫有五、平旦纒笄而朝、則有君臣之嚴、沃盥饋食、則有父子之敬、報反而行、則有兄弟之道、規過成德、則有朋友之義、惟寢席之交、而後有夫婦之情、〔慤音恪、纒音徒、朝音潮、盥音管、〕 右第二章、

儀禮に曰く、婦人、順從を以て務と爲し、貞慤をば首と爲す。故に夫に事うること五有り。平旦に纒笄して朝するには、則ち君臣の嚴有り。沃盥して饋食するには、則ち父子の敬有り。報反して行くには、則ち兄弟の道有り。過を規して德を成すには、則ち朋友の義有り。惟れ寢席の交ありて、而る後に夫婦の情有りと（1）。〔慤は、音恪。纒は、音徒。朝は、音潮。盥は、音管。〕

右、第二章。

○資料研究

(1) この文は、一見、『御覽』卷五四一婚姻下に引く『列女傳』の「魯師春姜」の伝記によるものと判断できそうである。それによると、「魯の師の春姜は、魯の師氏の母なり。其の女を嫁す。三たび往きて三たび逐わる。春姜、故を問うに、其の室人を輕んぜしを以てす。春姜、其の女を召して之れを答うちて曰く、夫れ、婦人、順従を以て務と爲し、貞愨をば首と爲す。故に夫に事うるに五有り。平旦に纒笄して朝するには、則ち君臣の嚴有り。沃盥して饋食するには、則ち父子の敬有り。報反して行くには、則ち兄弟の道有り。必ず期し必ず誠あるには、則ち朋友の信有り。寢席の交ありて、而る後に夫婦の際有りと。君子謂う、春姜、陰陽の逆順を知ると。」とある。しかし、鼎元の紹介するものと比較して微妙に異なる部分も有るのは、一寸気掛かりな点である。すなわち、『女學』では、「儀禮に曰く」で始まり、かつ、「過を規して徳を成すには、則ち朋友の義有り。」とあるのに対し、「魯師春姜」では、「儀禮に曰く」の部分存在せず、「必ず期し必ず誠あるには、則ち朋友の信有り。」とある。また、前者の「惟れ寢席の交ありて、而る後に夫婦の情有り。」は、後者では、「寢席の交ありて、而る後に夫婦の際有り。」となつていのである。類似性は高いが必ずしも一致はしていないのである。

鼎元の依るところは何処に存するのであろうか。そもそも、文初の「儀禮に曰く」とある理由も明らかにし難い。現在、『儀禮』に

はこの文は見られないからである。鼎元は、なぜ、「魯師春姜」とあるべきものを、「儀禮に曰く」と変じたのであろうか。以下、他の文献を参照しつつ、いささかの点検・推定をこころみる。

まず、『儀禮』とあることから、『白虎通義』に注目する。この「嫁娶」篇に、「禮服傳に曰く、妾、女君に事うるに、舅姑に事うると同じ。」とあり、これに続いて、「婦、夫に事うるに、四禮有り。鶏、初めて鳴きて、咸く盥漱し、櫛して縦し、笄して総し、而して朝するは、君臣の道なり。側隱の恩あるは、父子の道なり。會計無きこと有るは、兄弟の道なり。闔閭の内、衽席の上にてするは、朋友の道なり。」とある。続くこの部分は、『女學』や『列女傳』に示すものと類似内容である。この「禮服傳」の部分は、『儀禮』喪服(不杖期)に依るから、引用するものが、続く「婦、夫に事うる云々」を、やはり『儀禮』に依拠すると考えてしまう可能性が無くはない。

そこで、もし鼎元がこのように誤解して、「婦人、順従を以て務と爲し云々」の典拠を『儀禮』であると考へたとしても、『白虎通義』のは、「夫に事うるに四禮有り」であり、『女學』の掲げるものは、「夫に事ふること五有り」である。「君臣の道」についての指摘は類似しているものの、他においてはかなり表現上に距離が認められる。以上、『儀禮』との関連を求めるとき、『白虎通義』に目が止まるのではあるが、比較の結果、両者の間の関連性は極めて希薄であること云々ざるを得ない。

次に、もう一つの可能性として、明代呂坤の『闡範』(『闡説闡範』とも)卷一の引用する「魯師春姜」が有る。これに掲げる「魯師春

『姜』の伝記部分は、必ずしも『御覽』に引く『列女傳』と一致しない。すなわち、『列女傳』に、「必ず期し必ず誠あるには、則ち朋友の信有り。」とあるところは、『閨範』では、「過を規し徳を成すには、則ち朋友の義有り。」としている。この部分は、実は、比較すれば明らかな如く、前文に掲げた『女學』の相当部分に一致しているのである。ただし、『女學』は、「儀禮に曰く」で始まるが、『閨範』は、これを明記せず、「魯師春姜曰く」としている。しかし、『女學』と『閨範』では、初めの「儀禮に曰く」と「魯師春姜曰く」とが異なるだけで、他の部分は一致しているのである。鼎元は、他の箇所でも、『閨範』の資料に依拠していると思われる点がしばしば認められるから、あるいは、鼎元『女學』のこの部分は基本的に、『閨範』に基づいたのかも知れない。

以上のように推定するとき、鼎元『女學』が、「儀禮に曰く」としてしまった理由を推り得る特徴が『閨範』に見いだされなくもない。『閨範』は、この「魯師春姜曰く」の前に、「士昏禮に曰く」として婚礼に関連する二文を掲げているのである。これに牽引された鼎元は、「魯師春姜曰く」の部分も『儀禮』士昏禮篇に出る一文と誤解したのかも知れないのである。あるいは、「魯師春姜曰く」とするよりも、『儀禮』をほのめかす方が説得力が具わると判断して、敢えてこの部分を変じたのかも知れない。

なお、以上に関連して、『白虎通義』嫁娶篇の文に類似したものは、『公羊傳』莊公二四年の何休注に見える。すなわち、「妻、夫に事うるに、四義有り。鶏、鳴きて雝笄し、而して朝するは、君臣の禮なり。三年惻隱するは、父子の恩なり。安危・可否を圖るは、

兄弟の義なり。樞機の内、寢席の上、朋友の道なり。」とある。「朋友」の部分については、『白虎通義』と『公羊傳』何休注のそれはよく似ているが、「兄弟」については、『白虎通義』は、「會無き」と有る」とし、『公羊傳』何休注の方では、「安危・可否を圖る」としている。両者の認識には隔たりが感じられる。しかし、『列女傳』や『女學』の文と比べると、『白虎通義』と『公羊傳』何休注との近似性は歴然としているといえる。

なお、「兄弟」については、各文献間で認識にかなりの開きが認められる。すなわち、この部分は、『列女傳』や『女學』の場合は、「報反して行く」としている。これは、あるいは文献の成立した時代の状況を反映している結果なのかも知れない。しかし、今、その詳細を明確にすることはできない。

「報反」の意味について、『閨範』卷一に、「魯師春姜」の伝記を紹介し、「報反」に注釈して、「出るに、行くを報し、回るに、反るを告ぐ」とする。夫婦や兄弟にこのきまりが存することを明記する典籍を、今、特定できないが、互いの行動の終始を知り合っている間柄でなければならぬのが、夫婦や兄弟という人間関係の共通点であるというならほぼ理解できる。なお、呂坤は、この文を掲げた後に、夫婦について次のような見解を付する。「夫婦、相い與にするに、嚴、其の四に居り、和、其の一に居る。近世、和するを知りて和す。」と。

他に、『列女傳』の「魯師春姜」から採ったと思われるものに、次のような場合が確認される。まず、鄭氏『女孝經』紀德行章第十に、「大家曰く」として、「女子の夫に事うるや、纁笄して朝する

には、則ち君臣の嚴有り。沃盥して饋食するには、則ち父子の敬有り。報反して行くには、則ち兄弟の道有り。受けて期するに必ず誠あるには、則ち朋友の信有り。言行、玷無ければ、則ち家を理むるの度有り。五者備わりて、然る後能く夫に事う。」とある。おおむね『列女傳』の「魯師春姜」伝から持ち込んだものと思われるが、二三の点で異なりも認められる。一は、曹大家の言とすること。二、『列女傳』の「平旦」を省略したこと。三、『列女傳』の「必ず期し必ず誠ある」の部分を、「受けて期するに必ず誠ある」に変じていること。四、『列女傳』の「寢席の交ありて、而る後に夫婦の際有り」を、「言行、玷無ければ、則ち家を理むるの度有り。五者備わりて、然る後能く夫に事う。」に置き換えていることなどである。三における変形は、『列女傳』の場合よりも、言意を分かりやすくする効果があるように思われる。この所は、『閨範』では「過を規し徳を成すには、則ち朋友の義有り。」(鼎元『女學』同じ)としている。呂坤は、『列女傳』の「必ず期し必ず誠ある」では、「朋友の信」を語るのに必ずしも明確でないと判断して、このように改めのかも知れない。鼎元『女學』はこれに従ったのである。四のように置き換えたのは、『女孝經』が、『孝經』紀孝行章第十に、「五者備わりて、然る後、能く親に事う。」とあるのに合わせようとしたからであろう。

次に、朱子『文公家禮』卷八雜儀の「昏禮雜儀」にも、「魯師春姜」のこの部分を紹介している。これは、『御覽』引く『列女傳』の「春姜」の言の部分そのまま採録するかたちになっている。ただし、『列女傳』の「必ず期し必ず誠ある」の部分のみ、「期する

に、必ず誠ある」に変じている。これは、『女孝經』が、「受けて期するに必ず誠ある」に変じたのにやや似ている。

なお、『詩經』齊風の「鷄鳴」の孔穎達「正義」に、『列女傳』より、「魯の師氏の母齊姜、其の女を戒めて云う、平旦、纒笄して朝するには、則ち君臣の嚴有り」の部分を引き。

◇『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」愨誠謹也、

纒音徒、同縦、以黒繪髻髮而結之、

盥澡手也、婦事夫、進盥請沃、

とある。

○「愨誠謹也、」の部分について、

愨は、誠謹なるなり。

これは、本文中に引用する『儀禮』の「貞愨」についての字義の説明であろう。この部分にも、各版本間に異同が認められる。「内閣文庫」本(『東洋文庫』(a)本)を①とし、以下、②「東洋文庫」本・③嘉慶乙丑年版本・④同治二年版本・⑤「國立國會圖書館」本・⑥光緒六年版本の順に掲げる。

- ② 如誠謹也、
 - ③ 如誠謹也、
 - ④ 愨誠謹也、
 - ⑤ 如誠謹也、
 - ⑥ 如誠謹也、
- ①「内閣文庫」本の頭注が正しく、④同治二年版本がこれに同じ

である他は、「怒」を「如」に誤っている。

○「纏音徒、同紐、以黒繪髻髮而結之、」の部分について、

纏は、音徒、紐に同じ。黒繪を以て髮を髻みて而して之れを結ぶ。

これは、同じく『儀禮』の「纏笄」についての字義の説明である。この部分の異同は

以下の如くである。

- ② 經音徒、同紐、以黒循髻髮而結之、
- ③ 纏音徒、同紐、以黒縉髻髮而結之、
- ④ 纏音徒、同紐、以黒縉髻髮而結之、
- ⑤ 經音徒、同紐、以黒繪髻髮而結之、
- ⑥ 纏音徒、同紐、以黒繪髻髮而結之、

この部分も、①の文字が正確と思われる、他は、④がこれに近いだけで誤りが多く、ほとんど頭注の用をなさないのでに乱れている。

○「盥澡手也、婦事夫、進盥請沃、」の部分について、
盥は、手を澡うなり。婦、夫に事えて、盥を進め沃を請う。

これは、同じく、「沃盥」についての字義の説明である。

- ② 温澡手也、婦事夫、進盥請天、
- ③ 温澡手也、婦事夫、進盥請天、
- ④ 有如盥葉子仇、婦事夫、進盥諸文、
- ⑤ 盥澡手也、婦事夫、進盥請夫、
- ⑥ 盥澡手也、婦事夫、進盥待夫、

この部分も、①が、頭注本来の姿を止めていると思われる。その他は文字の異同が多い。特に④の場合は、まず、「有如盥葉子仇」に基づいたところが不明である。全体として乱れが目立ち、内容の

把握にも苦しむ。次に、②・③は、「盥」・「沃」を「温」「天」に

誤り変じ、本来は「盥」に関する説明であったと思われるが、「沃」を「天」に誤っていることも相まって、意味をなさぬ内容として

しまっている。⑤について、盥は、「盥」を写したものとと思われるが字体が不完全である。また、「請沃」を「請夫」に変じている。

この「夫」は、②・③などの「天」を幾分か意味の通るように改め刻したものである。⑥では、不明瞭な盥を「盥」に回復している。

これは本文の「盥」を参考にしたものであろう。また、⑤の「進盥請夫」に基づいたか、また意味を整える意図もあったか、「請夫」を「待夫」に変じる工夫をしているように見受けられる。しかし、恐らく本来の頭注であったと思われる①の字義は変じられている。

◎「事夫之徳」についての藍鼎元の論

「原文」事夫之徳也、婦以夫爲天、所仰望而終身者、好合則如鼓瑟琴、庭闈和樂、家道昌焉、夫婦反目、人倫之變、衽席化爲戈矛、禍患無所底止、故事夫不可不學也、然則如之何而可、曰、敬順無違、以盡婦道、甘苦同之、死生以之、述事夫之徳、自此以下凡十章、「好去聲、樂音洛、」

夫に事うるの徳なり。婦、夫を以て天と爲し、仰望して而して身を終うる所の者なり(1)。好合すれば則ち瑟琴を鼓するが如くにして、庭闈、和樂し、家道、昌んなり(2)。夫婦、反目するは、人倫の變なり(3)。衽席、化して戈矛と爲り、禍患、底止する所無し。故に夫に事うることを、學ばざる可からざるなり。然らば則ち之れを如何にすれば而ち可ならん。曰く、敬

順にして違ふこと無く、以て婦道を盡くす(4)。甘苦にも之れを同じくし、死生にも之れを以てす(5)。夫に事うるの徳を述ぶること。此れ自り以下、凡て十章なり。「好は、去聲。樂は、音洛。」

○資料研究

この部分は、「事夫之徳」についての藍鼎元の自論である。

(1) 『儀禮』喪服篇の「齊衰不杖期」、「女子子の人に適く者、其の父母と昆弟の父の後と爲る者の爲めにす」の傳に、「婦人に、三從の義有りて、專用の道無し。故に、未だ嫁せざれば、父に従い、既に嫁すれば、夫に従い、夫死すれば、子に従う。故に、父は子の天なり。夫は妻の天なり。」と見える。そして、『孟子』離婁下篇に、「良人なる者は、仰望して而して身を終うる所なり。」とある。

(2) 『詩經』小雅「常棣」篇に、「妻子、好合するは、瑟琴を鼓するが如し。」とある。また、『易經』家人卦の「象傳」に、「父は父たり。……夫は夫たり。婦は婦たり。而して家道正し。」とある。

(3) 『易經』小畜卦の「九三」の「象傳」に、「夫婦、反目すれば、室を正す能わざるなり。」とある。

(4) 『禮記』昏義篇に、「是の故に、婦順、備わりて而る後に和理す。内、和理して而る後に家長久なる可きなり」とある。なお、『女戒』敬慎篇に「敬順」に言及する。

(5) 「死生以之」について、ここと特に関連が有るわけではないが、『左傳』昭公四年に、「子産曰く、……苟しくも社稷に利あれば、死生にも之れを以てせん。」という。

なお、「事夫」に関連して、下に、「去妬之徳」(第三十六章〜第四十五章)が有り、卷四「婦言」篇に、「助夫之徳」(第二章〜第二十四章)、卷五「婦容」篇に、「敬夫之徳」(第四章〜第十一章)などがある。婦が夫に従うを旨とするのは、古来の女性教導書が等しく教示するところである。劉向『列女傳』の貞順篇や、曹大家『女誡』も、「夫婦」・「敬慎」・「専心」などでこれを強調する。『女孝經』三才章第七・紀德行章第十などに、夫に事える心構えを述べ、『女論語』には、「事夫章第八」が有り、司馬光『家範』卷八・九に、「妻上・下」がある。呂坤『閨範』卷三には、「婦人之道」を掲げる。明の蔣太后『女訓』に、夫婦第四・敬夫第六が、明の仁孝文皇后『内訓』に、事君章第十三が有る。

なお、女性認識の点で興味深いのは、この『女學』が、女子教導の端を「事夫」から起こすことにある。この点は、夫との調和を説くことから始める(「夫婦第二」)曹大家『女誡』の姿勢に通っている。呂坤『閨範』では、婦道・母儀は女徳に始まるものであり、「女」として「良」でなければ、婦としての「淑」は有り得ないと論じて、「女子之道」から始め、「夫婦之道」・「婦人之道」・「母道」と連ねていくのである。そして、清の康基淵『女學纂』や、やはり清代の刊行と思われる『賢媛圖説』なども、この方向を継承している。また、一方、家族制の中で婦人の責任自覚をどう設定するかに心をを用いる女教書では、むしろ、舅姑にどう仕えるかの視点を重視し、これを先行させるものがある。例えば、『女孝經』などにも、舅姑への視点が強調されるし、『女論語』は、「事父母」・「事舅姑」の順に連ねるが、ここで、父母への奉仕とは、舅姑に仕える精神を

自覚することを目標とするものであり、やはり、舅姑への視点が強いと見るべきである。

ところで、儒教社会における女性存在の役割の原点をどう定めるかについて、劉向『列女傳』は、これを「母儀」に求めている。歴代の女性伝記を中心とする女教書には、この姿勢を基本にするものが多い。明代の茅坤の増補による『評林古今列女傳』や、やはり明の汪氏『繪圖列女傳』(大村西崖校輯圖本叢刊所収)などはこの系列に属する。また、明の黄尚文『女範』(『古今女範』、あるいは『女範篇』とも)や、清の劉開『廣列女傳』などは、后妃を初めに置くものの、その精神においては、やはり「母儀」に始まるという形式を継承している。明の解縉等奉勅撰『古今列女傳』は、后妃・諸侯大夫妻・庶人妻に分類して列するが、基本的には、「母儀」を始めとする姿勢をとっている。なお、関連して、「2」の「事舅姑之徳」(第十二章・第二十章)についての藍鼎元の論における資料研究も参照されたい。

【第三章】

「原文」孟子曰、女子之嫁也、母命之、往送之門、戒之曰、往之女家、必敬必戒、無違夫子、以順爲正者、妾婦之道也、「節、女家之女音汝」

家語曰、女子者、順男子之教、而長其理者也、是故、無專制之義、而有三從之道、「長上聲」 右第三章

孟子曰く、女子の嫁するや、母、之れに命ず。往くに、之れを門に送りて、之れを戒めて曰く。往きて女なんじの家いへに之ゆき、必

ず敬い必ず戒みて、夫子に違ふこと無かれと。順を以て正と爲すは、妾婦の道なりと(1)。「節なり。女家の女は、音汝。」

家語曰く、女子なる者は、男子の教に順いて。而して其の理を長ずる者なり。是の故に、專制の義無くして、而して三從の道有りと(2)。「長は、上聲。」右、第三章。

○資料研究

(1) 原文に、『孟子』を引いて、「必敬必戒」とあるが、『典故列女傳』で、「戒」を誤って「成」に作るものがある。すなわち、③「嘉慶乙丑刊」本・④「同治二年刊」本にては、これを「必敬必成」に作る。また、①「内閣文庫」本・②「東洋文庫」(b)本・⑤「國立國會圖書館」本・⑥「暁星樵人復校重刊」本にては、「必敬必戒」に作る。

「戒」は、刻字の段階で「成」に誤る可能性が無くはないと思われる。すなわち、「戒」字の中の「十」の部分の表現の仕方、「成」と誤り刻する場合が想定される。例えば、

「東洋文庫」(b)本は、一応「戒」に作るものと判読できるのであるが、他の諸本と比べるとやや字体が異なっている。これを見て写す場合、「成」と読んでしまう可能性も有りそうである。

そこで、もうひとつの可能性に言及しておく。この「東洋文庫」(b)本の「戒」字が「成」字に誤読される可能性があるとするれば、「東洋文庫」(b)本は、「戒」字が「成」字と誤り刻した「嘉慶乙丑刊」本の手本になったことも想定されるのではなからうか。

ところで、すでに、前章(『東洋古典學研究』第四集所収拙稿 一九

九七)や『日本中國學會創立五十周年記念論文集』所収の「藍鼎元『女學』について」(一九九八)などにおいて、『典故列女傳』の諸版本の紹介をし、その頭注部分の比較してきているが、六種類の版本のうち、「東洋文庫」(b)本と「嘉慶乙丑刊」本とは、文字の類似性が最も高かったのである。この両本の出版にはなんらかの緊密な関わりが有るのかも知れない。他の個所との比較も必要であるが、「東洋文庫」(b)本の出版年はいま確認できないものの、あるいはこれは「嘉慶乙丑刊」本の出版年に先行するのかも知れない。なお、「東洋文庫」(b)本と「嘉慶乙丑刊」本の類似性は、先に掲げて検討を加えた『典故列女傳』の第二章部分の頭注(温、澡手也、婦事夫、進盥請天)においても確認される。

「孟子曰」について。これは、『孟子』滕文公下篇に同一内容の文が見える。すなわち、「女子の嫁するや、母、之れに命ず。往くに、之れを門に送りて、之れを戒めて曰く。往きて女の家に之き、必ず敬い必ず戒みて、夫子に違ふこと無かれと。順を以て正と爲すは、妾婦の道なり。」とある。

出嫁に際して、親が嫁女に訓告することばについて。『儀禮』士昏禮篇の「記」に、嫁女の出嫁に際しての親の辞が見える。先ず、出るに当たって、父母が戒め告げる。「父、女に醴して、而して迎うる者を俟つ。母、房外に南面す。女、母の左に出づ。父、西面して之れを戒む。必ず正すこと有りて、衣の若く筭の若くなれと。母、諸れを西階上に戒む。降らず。」とある。こゝには、母の「戒」については、具体的に示されていないが、これは次の「記」の一文との関連で考えるべきであろう。

「士昏禮」篇の「記」に、嫁女を送るときにの辞について、「父、女を送りて、之れに命じて曰く、之れを戒め之れを敬いて、夙夜、命に違ふこと母かれと。母、衿を施し、帨を結びて曰く、之れを勉め之れを敬いて、官事に違ふこと無かれと。庶母、門内に及びて、擊を施し、之れに申ぬるに父母の命を以てし、之れに命じて曰く、敬い恭しみ聴きて、爾の父母の言を宗び、夙夜、愆うこと無く、諸れを衿・擊に視よと。」とある。前掲の「記」に、「父、西面して之れに戒む。」とあり、ここには、「父、之れに命じて曰く」という。おそらく、前掲の「戒む」に続いて、この「命じて曰く」の辞が告げられるのであろう。前掲の「母、諸れを西階上に戒む。」の辞の内容は、この「母……曰く、之れを勉め之れを敬いて、官事に違ふこと無かれ。」に当たるのであろう。

『儀禮』に掲げるものは、『孟子』に示す親の訓告とやや異なる。『孟子』の場合は、母の辞だけを掲げ、しかも母は門まで送ることになっているが、『儀禮』では父・母・庶母がそれぞれの立場で訓告し、しかも母は、「降らず」であるから、門まで送ることはしないのである。なぜ異なるのか、理由は明らかではないが、現実的に、時代・地方・身分により、それぞれに煩簡が生じ儀節の運用に差異が用いられたとすべきであろう。『孟子』に見えるものは、孟子の知る範囲での婚姻の儀礼であったのであろうし、父の辞は見えないが、これは単に省略したにすぎないとも思われる。『儀禮』に見えるものは、漢代以後、経の文辞が、整った儀礼の立場で威儀を具えてまとめられた結果であろう。

出嫁の親子の儀式については、なお、次のようなものも有る。『春

秋穀梁傳伝」桓帝三年に、「禮、女を送りて、父、堂を降らず。母、祭門を出でず。諸母・兄弟、闕を出でず。父、之れを戒めて曰く、謹み慎みて爾の舅の言に従えと。母、之れを戒めて曰く、謹み慎みて爾の姑の言に従えと。諸母、般もてし、之れに申ねて曰く、謹み慎みて爾の父母の言に従えと。」とある。ここでは、父は、堂を降らず。母は、祭門を出ない。『儀禮』にも、「賓、……再拜稽首して、降りて出づ。婦、從いて、西階自り降る。主人、降り送らず。」という。父は堂を降らないのである。ただ、「記」では、母にも降らないというから、『穀梁傳』で「祭門を出でず」というのとは、やや意味が異なるように思われる。ここで、母は、祭門を出ないというのは、むしろ『孟子』の、母が門まで送るといふのと同じ意味になろう。『儀禮』では、父母ともに堂を降らず、『孟子』・『穀梁傳』では、父は降らず、母は降つて門のところまで送つて行くことになる。

父母の訓告の辞も少しずつ異なる。『穀梁傳』では、父・母の言は、舅・姑それぞれへの仕え方を区別しているが、『儀禮』では、特にこれを明記してはいない。ただ、母の言「宮事」が主として姑との関連を意味するならば、『儀禮』で、父の命は、舅への仕え方を意味すると解釈できなくもない。唐の賈公彦『儀禮疏』は、父は、舅の命に違ふなど告げ、母は、姑の命に違ふなど告げるのである。だから、父に「命」といい、母に「戒」と区別して記すのであると解説している。これは、『穀梁傳』を参考にしたものであろう。

次に、劉向『列女傳』貞順篇の「齊孝孟姬」にも、出嫁に際しての親子の別れの儀礼を記す。齊の孝公が孟姫を親迎する場面に、「父

母、孟姫を送りて、堂を降らず。母、房の中に醮し、その衿・綯を結び、之れを誡めて曰く、必ず敬い必ず戒みて、宮事に違ふこと無かれと。父、之れを東階の上に誡めて曰く、必ず夙に興き夜に寐ね、命に違ふこと無かれ。其の王命に大妨有る者は、亦た従ふこと勿かれと。諸母、之れを兩階の間に誡めて曰く、之れを敬い之れを敬いて、必ず父母の命を終えよ。夙夜、怠ること無かれ。尔の衿・綯にみよ、父母の言に謂うは何ぞと。姑姉妹、之れを門内に誡めて曰く、夙夜、違ふこと無かれ。尔の衿・繫にみて、父母の言を忘るること無かれと。」とある。父母が堂を降らないのは、『儀禮』の場合と同じである。王侯に嫁ぐ故に、父の言に、「其の王命に大妨有る者は」が添えられている。『穀梁傳』の場合も王侯であるが、このことは添えられていない。これは劉向の判断に依るものであり、特にいづれが正しいとか欠落しているとか限定すべきものではなからう。劉向『列女傳』では、その大略を、『儀禮』に示された儀式に沿うてまとめるとみてよいであろう。

次に、『説苑』修文篇には、「夫人、……笄・衣裝を正し、而して之れに命じて曰く、往け。善く爾の舅姑に事え、順を以て宮室を爲めよ。爾の心を二にすること無く、敢えて回うこと無かれと。女、拝す。……父に堂に拝して辭し、諸母に大門に拝す。」とある。親の訓告の辞は、母が先で父のそれが後になつてゐる。これは劉向『列女傳』と同じである。『白虎通義』嫁娶篇には、「父曰く、之れを誡め之れを敬いて、夙夜、命に違ふこと無かれと。母、衿を施し脱を結びて曰く、之れを勉め之れを敬いて、夙夜、宮事に違ふこと無かれと。父、阼階に誡め、母、西階に誡む。庶母、門内に及びて擊

を施し、之れに申ぬるに父母の命を以てす。之れに命じて曰く、敬
 い恭しみて爾の父母の言に聽しえ。夙夜愆たがうこと無からんとして、
 諸を衿・鞶たがに視よと。」とある。父・母の順に訓告の辞を掲げる。
 『儀禮』の場合と同じである。

以上、諸書に見える資料を掲げて、いささかの比較を試みたが、
 『孟子』・『穀梁傳』に示すものが、やや小異する他は、基本的に
 は同じと見ることができさうである。

さて、朱熹の撰と題する『文公家禮』の「昏禮」（丘濬輯の『家禮』
 では卷三）に、「父命するの辭、之れを戒め敬いて、夙夜、爾の舅
 姑の命に違ふこと母かれと。母命するの辭、之れを勉め之れを敬い
 て、夙夜、閨門の禮に違ふこと母かれと。諸母、命するの辭、謹み
 て爾の父母の言に聽えと。」とある。基本的に、『儀禮』や劉向『列
 女傳』に示すものと同趣旨であると見てよい。歴代の儒教家族制を
 背景とする婚礼においては、父は、舅姑の言いつけに關する訓告を
 し、母は、家の内で母性を実践的に実践する妻としての心構えにつ
 いて訓告するというのが一般的なかたちであったのであろう。

藍鼎元が、ここで『儀禮』・劉向『列女傳』・『文公家禮』などの
 資料をも用いないで、特に『孟子』の資料を掲げた理由は次のよう
 に考えられる。ここでは、婚姻の儀式の次第でなく、前論に示すよ
 うに、「夫に事うる徳」をテーマとする資料を列ねるのが目的であ
 ったからであろう。すなわち、殊に『孟子』の「夫子に違ふこと無
 かれ」の句を必要としたのである。

(2) 『孔子家語』本命解篇に、「女子なる者は、男子の教に順い
 て、而して其の理を長ずる者なり。是の故に、專制の義無くして、

而して三従の道有り。」とある。なお、『大戴禮記』本命篇に、「女
 子なる者は、言うところは男子の教に如いて、而して其の義理を長
 ずる者なり。故に之れを婦人と謂う。婦人、人に伏するなり。是の
 故に、專制の義無くして、而して三従の道有り。」とある。

なお、「專制の義無くして、而して三従の道有り。」については、
 『儀禮』喪服篇（齊衰不杖期）「女子子適人者」の「傳」に、「婦人
 に三従の義有りて、專用の道無し云々」とある。また、「婦人三従」
 に関しては、劉向『列女傳』母儀篇の「鄒孟軻母」や「魯之母師」
 （拙著『劉向「列女傳」の研究』一三五・二三六・二四〇の各頁）を参照
 されたい。

以上、この章は、『孟子』・『孔子家語』の資料を掲げて、婦人の
 道は夫に対する従順にあると指摘する。

【第四章】

「原文」班氏曰、夫有再娶之義、婦無二適之文、故曰、夫者天也、
 天固不可離也、行違神祇、天則罰之、禮義有愆、夫則薄之、故女憲
 曰、得意一人、是謂永畢、失意一人、是謂永訖、由斯言之、夫不可
 不求其心也、「節、行去聲、」

夫婦之好、終身不離、房室周旋、易生媿黷、媿黷既生、語言過矣、
 語言既過、縱恣必作、縱恣既作、則侮夫之心生矣、夫事有曲直、言
 有是非、直者不能不爭、曲者不能不訟、訟爭既施、則有忿怒之事矣、
 侮夫不節、譴呵從之、忿怒不止、楚撻從之、夫爲夫婦者、義以和親、
 恩以好合、楚撻既行、何義之存、譴阿既宣、何恩之有、恩義俱廢、
 夫婦離矣、此皆由於不知敬順也、「易音異、媿音屑、夫事夫爲之夫、俱

音扶、好去聲。」 右第四章

班氏曰く、夫に再娶の義有りて、婦に二適の文無し。故に曰く、夫なる者は天なりと。天は、固より逃るる可からざるなり。夫は、固より離るる可からず。行い、神祇に違うときは、天は、則ち之れを罰す。禮義、愆ること有るときは、夫、則ち之れを薄んず。故に女憲に曰く、意を一人に得る、是れを永に畢ると謂う。意を一人に失う、是れを永に訖ると謂うと。斯れに由りて之れを言えは、夫には、其の心を求めざる可からざるなり。「節なり。行は、去聲。」(1)

夫婦の好は、身を終うるまで離れず。房室に周旋すれば、媿黷を生じ易からん。媿黷、既に生ずれば、語言、過あらん。語言、既に過あれば、縦恣、必ず作らん。縦恣、既に作らば、則ち夫を侮るの心生じん。夫れ事に曲直有り、言に是非有り。直なる者は、争わざる能わず。曲なる者は、訟えざる能わず。訟・争、即ち施こさるれば、則ち忿怒の事有り。夫を侮りて節あらざれば、譴呵、之れに従う。忿り怒りて止まざれば、楚撻、之れに従う。夫れ夫婦爲る者は、義、以て和親し、恩、以て好合す。楚撻、既に行わるれば、何の義か之れ存せん。譴阿、既に宣べらるれば、何の恩か之れ有らん。恩・義、俱に廢たるれば、夫婦、離するならん。此れ皆な、敬順を知らざるに由るなり(2)。「易は、音異。媿は、音屑。夫事・夫爲の夫。俱に、音扶。好は、去聲。」 右、第四章。

○資料研究

この部分は、曹大家『女誡』の専心篇第五と敬慎篇第三から、夫婦の対応における女性の積極的配慮に当たる部分を、藍鼎元の独自の判断で切り取って編成し直している。

(1)『女誡』の専心篇に、「夫に再娶の義有りて、婦に二適の文無し。故に曰く、夫なる者は天なりと。天は、固より逃るる可からざるなり。夫は、固より離るる可からず。行、神祇に違うときは、天、則ち之れを罰す。禮義、愆ること有るときは、夫、則ち之れを薄んず。故に女憲に曰く、意を一人に得る、是を永に畢ると謂う。意を一人に失う、是れを永に訖ると謂うと。斯れに由りて之れを言えは、夫には其の心を求めざる可からざるなり。」とある。藍鼎元は以上の部分のみを採っているが、原文では以下の文がこれに続く、すなわち、「然れども、求むる所の者は、亦た佞媚・苟親すべしと謂うに非ず。固より専心・正色するに若くは莫し。禮義もて繋に居る。耳に塗聽無く、目に邪視無し。出ては冶容無く、入りては廢飾無し。羣輩を聚會する無く、門戸を看視する無し。此れ則ち専心・正色すと謂うなり。夫の動静の輕脱にして、視聽の陝輸なる。入りは則ち亂髪にして形を壞し、出ては則ち窈窕もて態を作す。當に道うべからざる所を説き、當に視るべからざる所を觀る。此れ専心・正色する能わずと謂うなり。」とある。この部分を省略したのは、夫の心に沿うための心がけについて補説する内容であるからである。

なお、「塗聽」について、これを「淫聽」に作る本が有る。錢大昭『後漢書辨疑』は、「淫、閩本にては塗に作る。」という。中華書局本『後漢書』卷八四は、「塗聽」に作りの校勘記に、汲本・殿

本には「塗」を「淫」に作ると指摘する。嚴可均編『全後漢文』では「淫聽」に作り、『女四書』にては、「塗聽」に作るが、西坂衷『女四書』は、「淫聽」に作り、頭注に、原本にては「淫」を「塗」に作り、『後漢書』大徳本同じと指摘する。いずれにても通じるが、ただ、殊更に云えば、目の「邪」に対しては「淫」の方が分かり易いように思われる程度の異なりが指摘できよう。

夫を天とする見方は、『儀禮』喪服篇「齊衰不杖期」の、「女子子の人に適く者、其の父母・昆弟の父の後と爲る者の爲めにす。」の「傳」に、「婦人に三従の義有りて、專用の道無し、……故に、父なる者は、子の天なり。夫なる者は、妻の天なり。婦人、斬を貳にせざる者は、猶ほ天を貳にせざると曰えるがごとし。」とあるに基づくものであろう。また、男性・夫を、陽・天・健・乾に、女性・妻を、陰・地・順・坤に結びつける見方は、『易經』にも示される。なお、拙著『儒教社会と母性——母性の威力の観点でみる漢魏晋中国女性史——』Ⅱ研究篇、第四章『女誠』における女性教導と主婦の位置（研文出版・一九九四）を参照。

(2) この部分は、『女誠』敬慎篇第三から採っている。ただし、変形している部分もある。

『女誠』には、先ず、「陰陽、性を殊にし、男女、行いを異にす。陽は、剛を以て徳と爲し、陰は、柔を以て用と爲す。男は、彊を以て貴と爲し、女は、弱を以て美と爲す。故に鄙諺に云える有り、男を生みては、狼の如くなれとすれども、猶お其の^{おくひょう}疋ならんかを恐る。女を生みては、鼠の如くなれとすれども、猶お其の虎のごとくならんかを恐る。然らば則ち、身を修むること敬に若くは莫く、

彊を避くること順に若くは莫し。故に曰く、敬順の道は婦人の大禮なりと。夫れ敬、它に非ず、持久の謂いなり。夫れ順、它に非ず、寛裕の謂いなり。持久なる者は、止足を知るなり。寛裕なる者は、恭下を尚ぶなり。」とあり、『女學』が引く次の部分が続くが、いささかの異同が存する。すなわち、「夫婦の好は、身を終うるまで離れず。房室に周旋すれば、遂に媿驥を生ぜん。媿驥、既に生ずれば、語言、過あらん。語言、既に過あれば、縦恣、必ず作らん。縦恣、既に作らば、則ち夫を侮るの心生じん。此れ止足を知らざるに由る者なり。夫れ事に曲直有り、言に是非有り。直なる者は、争わざる能わず。曲なる者は、訟えざる能わず。訟・争、即ち施こさるれば、則ち忿怒の事有り。此れ恭下を尚ばざるに由る者なり。夫を侮りて節あらざれば、譴呵、之れに従う。忿り怒りて止まざれば、楚撻、之れに従う。夫れ夫婦爲る者は、義、以て和親し、恩、以て好合す。楚撻、既に行わるれば、何の義か之れ存せん。譴呵、既に宣べらるれば、何の恩か之れ有らん。恩・義、俱に廢たるれば、夫婦、離するならん。」とある。

『女學』では、「遂に媿驥を生ぜん」の部分は、「媿驥を生じ易からん」に作る。また、「此れ止足を知らざるに由る者なり」・「此れ恭下を尚ばざるに由る者なり」の部分を削除している。そのかわり、文の終末に、『女誠』には無い「此れ皆、敬順を知らざるに由るなり」の部分をつけ加えている。鼎元独自の判断による改変であろう。

○ 「敬慎」と「敬順」について

この部分、『女誠』（『後漢書』列女傳）では、従来、「敬慎第三」

とし、『女四書』に収める『女誠』では、「敬順第三」に改める。内容の点から見れば、女性における「敬」と「順」の心構えについて述べるのであるから、「敬順」とする方が納得しやすいのは確かである。これに関しては、すでに前注に掲げた拙著『儒教社会と母性——母性の威力の観点でみる漢魏晋中国女性史——』に言及している。

なお、『荀子』成相篇に、「布基慎聖人」とあり、楊倌注に、「慎、讀みて順と爲す。」とあり、『説文通訓定聲』にも、「慎、段借して順と爲す。」とある。「慎」を「順」に読む事例は古典にしばしば見えるが、例えば、後漢の事例として、次の場合を見ておく。『論衡』書虚篇に、「夫孔子死、……慎道應天。」とあり、黄暉『論衡校釋』に、吳儉齋『論衡校録』を引いて、『慎』、讀みて『順』に作る。「慎」・『順』、聲近く字通ず。繫辭に、『慎斯術也』と、釋文云う、『慎、本、順に作る。』と。藝增篇には、『美周公之德、能慎天地。』と。原校に曰く、『一に順に作る』と。指摘している。本田濟(『漢書・後漢書・三國志列伝選』中国古典文学大系13)も、『荀子』を引いて「慎」は「順」の段借と見ることも可能としている。なお、『女學総要』の『女誠』の「資料研究」を参照。

ただし、以上のような諸説が有るにしても、ここで、『女誠』のこの第三の表題「敬慎」が、「敬順」を意味するものでもあるから、ここで、『女誠』のこの第三の表題を、ただちに「敬順」に改めるには慎重でなければならぬ。「敬慎」には、それ自体、用例も認められるのであり、前掲拙著にも指摘したとおり、この第三の具体的な目標が「敬」と「順」として掲げられたものと見ることもできる

からである。また、『荀子』成相篇の、かの「慎」についても、王先謙『集解』引の郝懿行は、「慎」を「誠」とし、愈樾は、「慎聖人」を、「慎聽之」に作るべきだとし、「慎んで之れを聴く」と読んでいる。『易經』需卦の「九三」の「象」には、「敬慎なれば敗れざるなり」とある。

○謙虚・知止足の処世観について

ここに語られる男女対応の基本理念と、この理念の下での女性の対処自覚に関する指摘について、男女を、陰陽・剛柔・強弱で対置しており、これが、『易經』に基づくことは、すでに前掲拙著に述べている。

なお、加倉井忠珍撰『女誠新註』は、この部分に次のような注解を加えている。すなわち、「敬は、恭敬なり。順は、坤道なり。裕は、容なり。知止足は、其の當に止足すべき所を知るなり。尚は、上たうとよなり。恭下を尚び、物に謙下することを上ぶなり。……易文言に曰く、坤道は其れ順なるか。天を承けて而して時に行くと。又た曰く、妻道なり。臣道なり」とある。

ここでは、男性に事え従うを旨とする女性は、身を修めるに「敬」、彊を避けて「順」であることを心がけよとする。「敬」を敷衍説明して、「持久」・「知止足」に結び、また、「順」を「寛裕」・「恭下」にそれぞれ結ぶ。

「敬」がなぜ特に「持久」に結ばれるのか、必ずしも明確ではない。「知止足」は、『老子』第四章に、「足るを知らば辱かしめられず、止まるを知らば殆うからず。」とある。漢代以後、これを処世の教訓言にする者は多い。

有名なのは、疏廣で、『漢書』列傳四一によれば、『春秋』に明るかつた廣は、学者としての名望も高く、皇太子の太傅となる。兄の子受も少傅となる。やがて、廣は、受到、「吾聞く、足るを知らば辱かしめられず、止まるを知らば殆うからず、功遂げ身退くは、天の道なりと……宦成り名立つこと、此くの如くにして去らざれば、懼らくは後悔有らん云々」と語り、共に朝廷を辞する。この後、家の経営においても、「賢にして財多ければ、則ち其の志を損し、愚にして財多ければ、則ち其の過を益す。且つ夫れ富める者は、衆人の怨なり云々」と質素を旨とし、族人もこの教えに服し、皆、寿を全うしたという。司馬光『家範』卷二「祖」も、掲げて讃えるところである。

また、『漢書』列傳四六王章傳によれば、書生時代に困窮していた章は、妻の内助の功を得て発憤し、後には京兆尹にまでなる。当時の政權を専らにした王鳳を批判する封事を提出しようとするが、妻は、「人、當に足るを知るべし云々」と諫める。これは、『續列女傳』も載せる。

これを女性の立場で身の教訓とするものは、『後漢書』皇后紀第十上の「和熹鄧皇后」に見える。この人は、母陰氏が光烈皇后の従弟の女にあたり、尊位を固辞して恭儉を旨とした陰貴人（「光烈陰皇后」傳）を手本とし、常に「恭肅・小心、動きて法度有り。」であった。帝が病の皇后に特別の配慮を用いようとしたら、「上は、陛下をして幸私の譏り有ら令め、下は、賤妾をして足るを知らざるの謗りを獲めん云々」とたしなめている。曹大家は、和帝にもその才能を重視せられ、朝に臨む鄧太后の政事にも参与し助言もしたの

であるから、「知止足」を、この『女誡』に持ち込んで掲げたのは、これが、鄧氏の日頃の女性自覚であったことと或いは関連するのかも知れない。ただし、これは想像の域を出ない。しかし、興味深い符合ではある。

○「知止足」の発想と『易經』との関わりについて

「足るを知る」・「止まるを知る」は、無論、『老子』の言ではあるが、漢代以後、特に処世の知恵として、盈満を戒める『易經』などの発想を交えてしばしば採用されている。『易經』乾卦の象傳に、「亢龍、悔い有りとは、盈つれば久しかる可からざるなり。」とあり、また、「謙」卦の象傳に、「天道、盈なるを虧きて、而して謙なるに益す。地道、盈なるを變じて、謙なるに流る。鬼神、盈なるを害して、而して謙なるに福す。人道、盈なるを惡みて謙を好む。」と。また、「豊」卦の象傳に、「日、中すれば則ち戻き、月、盈つれば則ち食す。天地の盈虚、時と與に消息す。而るを況んや人に於いておや。」という。

『史記』列傳第一九蔡澤傳には、應侯との対話において、蔡澤は、『易經』の語を用いて、「物、盛んなれば則ち衰え云々」と述べ、この説得で、應侯は、「欲して足るを知らざれば、其の欲する所以を失い、有して止まるを知らざれば、其の有する所以を失う。」と答える。『漢書』列傳第六に、黄老術を修めた劉徳は、盛満を畏れる人で、常に老子知足の計を持したという。『後漢書』列傳第二二に、光烈陰皇后の母弟にあたる陰興が、光武帝から封ぜられようとして、これを、盈溢として固辞する。姉の皇后が詔を尋ねると、「亢龍悔い有り」と。夫れ外戚の家、謙退知らざるに苦しむ。……富貴、

極まる有り、人、當に足るを知るべし云々」と答えている。また、同書張霸傳に、霸が、「日中すれば移る云々」と述べ、「足るを知れば、辱かしめられず。」を用いている。

後世、『顔氏家訓』に、「止足」篇が有り、「天地鬼神の道、皆、満盈を惡む。謙虚・沖損、以て害を免る可し云々」という。これが前引の『易經』謙卦の言に出ること明らかである。また、『梁書』列傳第四六止足傳の序に、『易經』乾卦の文言傳から「亢の言爲るや、進むを知りて而して退くを知らず。存するを知りて而して亡ぶることを知らず。……進退存亡を知りて其の正を失わざる者は其れ唯だ聖人か。」とあるのを引く。

以上、「知止足」は、本来は『老子』の言ではあるが、漢代以後においては、『易經』の示す宇宙原理などに関連づけられて、人生の盛衰や盈虚への、内省を伴う謙虚の処世観として注目されているのである。『女誡』における「足を知る」を女徳と関連づける表現もこのような時代の認識背景によると考えられるであろう。なお、後漢時代においては、儒教思想への傾倒は著しいが、また一方、処世の姿勢を思索する上で老荘的な世界観への関心も深かった。そこで、人生における生活の思想として、両思想を、殊更に異質の考え方として差別しないで、両様に需要する傾向が存すると思われる。

【第五章】

〔原文〕易曰、夫婦之道、不可以不久也、故受之以恒、〔節〕

詩曰、習習谷風、以陰以雨、黽勉同心、不宜有怒、采葑采菲、無以下體、德音莫違、及爾同死、〔菲音斐〕 右第五章

易に曰く、夫婦の道は、以て久しからざる可からざるなり。故に之れを受くるに恒を以てす(1)。「節なり。」

詩に曰く、習習たる谷風、以て陰り以て雨ふる。黽勉して心を同じうし、宜しく怒ること有るべからず。葑を採り菲を採る、下體を以てすること無かれ。德音違ふこと莫くんば、爾と死を同じうせん(2)。「菲は、音斐。」 右、第五章。

○資料研究

(1)『易經』序卦傳に、「夫婦の道は、以て久しからざる可からざるなり。故に之れを受くるに恒を以てす。恒なる者は久しきなり。」とある。

(2)『詩經』邶風の「谷風」篇に、「習習たる谷風、以て陰り以て雨ふる。黽勉して心を同じうし、宜しく怒ること有るべからず。葑を採り菲を採る、下體を以てすること無かれ。德音違ふこと莫くんば、爾と死を同じうせん。」とある。

『毛傳』によれば、「習習は、和舒の貌。東風を之れ谷風と謂う。陰陽和して谷風至る。夫婦和して室家成る。室家成りて、繼嗣生まるとある。『詩集傳』の解説によれば、「婦人、夫の棄つる所と爲る。故に此の詩を作りて、以て其の悲怨の情を敘ぶ。言うところ、陰陽和して而る後に雨澤降ること、夫婦和して而る後に家道成るが如し。故に夫婦爲る者、當に黽勉して以て心を同じうして、宜しく怒る有るに至るべからざるべし。又た、葑菲を採ると言ひし者は、其の根の悪しきを以て其の莖の美を棄つる可からざること、夫婦爲る者、其の顔色の衰うるを以て其の德音の善を棄つる可からざること、

如し。但だ、德音の違わざるときは、則ち以て爾と與に死を同じうせんとなり。」とある。

【第六章】

「原文」娥皇女英舜之二妃、帝堯二女也、舜在側微、四岳薦之、堯乃妻以二女、以觀厥内、二女事舜於吠畝之中、不以天子之女故而驕盈、猶謙謙恭儉、思盡婦道、舜既嗣位爲天子、天下稱二妃聰明貞仁焉、後陟方、崩于蒼梧、二妃哭死江湖之間、俗謂之湘君、「妻去聲」右第六章、

娥皇・女英は、舜の二妃にして、帝堯の二女なり。舜、側微に在りて、四岳、之れを薦む。堯、乃ち妻わすに二女を以てす。以て厥の内を觀しむ。二女、舜に事うるに吠畝の中(一)に於いてするなり。天子の女の故を以てして驕盈ならず。猶お謙謙として恭儉に、婦道を盡くさんことを思う。舜、既に位を嗣ぎて天子と爲る。天下、二妃の聰明・貞仁なるを稱す。後に陟方して、蒼梧に崩す。二妃、哭して江湖の間に死す。俗に之れを湘君と謂う(二)。「妻は、去聲。」右、第六章。

○資料研究

(一) 原文「事舜於吠畝之中」の「中」を、『典故列女傳』では異字に作る。先ず①・②・③・⑤では、「吠畝之也」に作り、④・⑥は、「吠畝之地」に作る。①・②・③・⑤は意味を成さないが、④・⑥では、これに氣付いたか、「也」を「地」に変じている。しかし、原文に基づいた文献を確認せぬままに、文字のみを変じてしま

っている。

(二) この部分は、基本的には、劉向『列女傳』母儀篇の「有虞二妃」に依ったと思われるが、省略が有り、まとめ方もやや異なる。先ず、全体的には、「有虞二妃」より、主として舜と二妃に関連する部分を切り取ってまとめて掲げ、父母や象などと関連する部分は省略している。

それぞれの部分で比較してみるに、まず「娥皇・女英は、舜の二妃にして、帝堯の二女なり。」は、劉向『列女傳』では、「有虞の二妃は、帝堯の二女なり。長は娥皇、次は女英なり。」とある。これを、『女學』では表現を少し変じている。

『女學』が用いる「舜、側微に在りて、」の部分は、劉向『列女傳』には無い。これは、『書經』舜典の序に、「虞舜、側微なり。堯、之れが聰明なるを聞き云々」とあるのに依ったのであろう。なお、『書經』堯典に、「(帝)曰く、明なるを明にし側陋より揚げよと。師、帝に錫して曰く、鰥の下に在る有り。虞舜と曰う。」とある。

「四岳、之れを薦む。堯、乃ち妻わすに二女を以てす。以て厥の内を觀しむ。二女、舜に事うるに吠畝の中に於いてするなり。天子の女の故を以てして驕盈ならず、側微に在りて、猶お謙謙として恭儉に、婦道を盡くさんことを思う。」の部分について、劉向『列女傳』では、「四岳、之れを堯に薦む。堯、乃ち妻わすに二女を以てす。以て厥の内を觀しむ。二女、舜に事うるに吠畝の中に於いてするなり。天子の女の故を以てして驕盈・怠嫚ならず。猶お謙謙として恭儉に、婦道を盡くさんことを思う。」に作る。傍線部分を、『女學』では省略している。

「舜、既に位を嗣ぎて天子と爲る。天下、二妃の聰明・貞仁なるを稱す。後に陟方して、蒼梧に崩す。二妃、哭して江湘の間に死す。俗に之れを湘君と謂う。」の部分、劉向『列女傳』では、「舜、既に位を嗣ぎて、升りて天子と爲る。娥皇を后と爲し、女英を妃と爲す。象を有庠に封じ、瞽叟に事えること、猶お初めの若くす。天下、二妃の聰明・貞仁なるを稱す。舜陟方して、蒼梧に死す。號して重華と曰う。二妃、江湘の間に死す。俗に之れを湘君と謂う。」に作る。傍線部分を、『女學』では省略している。

なお、『女學』では、「舜、陟方して、蒼梧に死す。」を「後に陟方して、蒼梧に崩す。」に、「二妃、江湘の間に死す」を、「二妃、哭して江湘の間に死す」に変形し、また、原文「聰明貞仁」を、「聰明貞仁焉」に変じている。

「夫に事える徳」について、『女學』が舜と二妃の説話を掲げたのは、劉向『列女傳』が「有虞二妃」に始まる点も考慮したからであろう。司馬光『家範』は、「夫」・「妻」の項に、舜と二妃の説話を引かないし、呂坤『閨範』でも、「夫婦之道」・「婦人之道」に、この説話を用いることがない。現実的な観点から、夫に従い支える妻の美徳を紹介するには、この伝記は、むしろ伝説的傾向が強く、必ずしも具体的な迫力に富んでいるとは認定できないところがあると判断されたからであろうか。しかし、人間の歴史を意識しつつ男女・夫婦の問題の根を把握して論じまとめようとすれば、当然、劉向『列女傳』が「有虞二妃」から始めた認識を看過すべきではないであろう。この意味においてかたちを整える意図のもとに、『女學』は伝記紹介の初めに、あえて舜・二妃を掲げたのであろう。

なお、舜を巡る説話や先行文献については、拙著『劉向「列女傳」の研究』母儀篇「有虞二妃」の注釈・解説、また、拙稿「劉向『列女傳』伝記資料の扱いについて——原本推定を巡って」（広島大学文学部紀要五五号、一九九五）を参照。